

第6章 計画の総合的、効果的な推進

人権尊重のまちづくりを進めるための教育及び啓発は、部落差別、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人など、様々な人権課題に関わる施策だけでなく、本市の施策全般を通じて行われることが大切です。そのため、全ての市職員が高い人権意識をもって職務を遂行していく必要があります。

本計画に基づく施策の推進に当たっては、本計画の基本理念である「誰もが互いを認め合い みんなの笑顔あふれる 人権尊重のまち 加東市」に基づき、行政、市民、事業所、各種団体との密接な連携のもと、総合的、効果的な推進に努めます。

1 全庁体制による人権を尊重した行政の推進

人権を尊重した行政の推進に当たっては、全庁的な体制で取り組み、本市の実施する全ての施策に人権尊重の視点を取り入れます。「加東市人権施策推進連絡会議」を設置し、各領域間の相互調整を図り、施策の一体的、総合的な推進を展開します。

2 計画の進行管理と評価

本計画の進行管理を行うため、「加東市人権施策推進連絡会議」において各部署との連絡、調整を図りながら、分野ごとの人権施策の推進状況を総合的に検証します。

3 関係機関等との連携・協力

国及び県と緊密な連携と協力を図るとともに、市同教を中心としたネットワークをさらに充実させ、情報の共有化、教育、啓発活動の共同実施、人材等の相互活用など、各種団体間の連携を図ります。また、近隣市町との連携、協力態勢を築いていきます。

4 市民の参画と協働

社会の変化に対応して市民と行政の協働によって、様々な課題を解決することが求められており、事業の計画、実施、改善などのまちづくりのあらゆる分野における市民の主体的な参画を進めます。また、市民が広く参加できるイベントの開催や交流を深める機会の創出などに取り組みます。

5 相談体制の充実

人権侵害を受けている、または受ける恐れのある市民が安心して相談できる環境づくりとともに、相談員の資質向上など、相談体制の充実を図ります。また、関係機関との密接な連携

協力を図り、問題の解決に努めます。

6 広報、啓発活動の推進

人権教育、啓発の推進に当たっては、基本理念・基本目標を踏まえ、「広報かとう」、ケーブルテレビ、インターネットの活用をはじめ様々な媒体で積極的に行います。